「仏暦二五五四年・使用者または事業所主及び国の機関が就労させなければならない身障者の数、並びに使用者または事業所主が身障者生活クオリティ振興開発基金に納入しなければならない金額を定める省令」

# 日本貿易振興機構(ジェトロ) バンコク事務所編

※本資料は日本企業及び日系企業への情報提供を目的に作成した仮訳であり、本資料の正確性についてジェトロが保証するものではありません。

本資料の利用に際しては、必ずタイ語原文に依拠いただくようお願いいたします。

日本語訳協力: Thai Keizai Publishing Co., Ltd.社

●仏暦二五五四年・使用者または事業所主及び国の機関が就労させなければならない身障者の数、並びに使用者または事業所主が身障者生活クオリティ振興開発基金に納入しなければならない金額を定める省令

# 前文省略

#### 第一項

本省令は官報公示日から180日が経過した時に施行する。[注/官報公示は二〇一一年四月二九日]

### 第二項

本省令において、

「執務者(プーバティバットガーン)」とは、公務員、公職者、職員、または国の機関に 常勤するその他呼称の執務者を意味するとともに、外国で勤務する者、及び月給をもらい ながら休職している者も意味するが、臨時被雇用者または雇用契約に基づき期間を定めて 業務遂行する雇員は意味しない。

## 第三項

100人以上の被雇用者を有する使用者または事業所主は、身障者でない被雇用者100人につき身障者1人の割合で、いずれかの職位であっても就業可能な身障者を受け入れる。ここに100人の端数については、50人を超えれば身障者をもう1人受け入れなければならない。

被雇用者数の計算は、各年の一〇月一日に計算し、使用者または事業所主が同一県内に 支部もしくは支店を有している場合は、その県の全ての支部もしくは支店の被雇用者を合 算する。

#### 第四項

100人以上の執務者を有する国の機関は、身障者でない執務者100人のつき身障者 1人の割合で、いずれかの職位であっても就業可能な身障者を受け入れる。ここに100 人の端数については、50人を超えれば身障者をもう1人雇用しなければならない。

執務者数の計算は、各年の一○月一日に計算し、以下の方法で計算する。

- (一)省、庁、局、または局格の別の呼称を有する機関であれば省として執務者数を合算する。ここに各省が受け入れなければならない身障者数を得た後、省次官が相当性に基づき身障者が可能な業務形態を考慮し、管轄下の機関に割り振る。
- (二) 地方公務機関であれば各県行政機構、市行政機構、タムボン行政機構、バンコク 都庁、パタヤ市、及び設置法のあるその他の地方行政機構ごとに執務者数を計算する。

- (三)法令または勅令で設置された国営企業であれば、各国営企業ごとに執務者数を計算する。
- (四) 法人である国のその他の機関であれば、国のその他の機関ごとに執務者数を計算する。

# 第五項

第三項に定めたところに基づき身障者を就業させず、(仏暦二五四〇年身障者生活クオリティ振興開発法令)第三五条に従っていない使用者または事業所主は、身障者生活クオリティ振興開発基金に毎年、最低賃金掛ける365日、掛ける就業させていない身障者数によって計算される金額を送金する。ここに金額計算に使用する最低賃金は身障者生活クオリティ振興開発基金に送金する義務を有する年の前年の労働保護法に基づく最新の最低賃金とする。

第一段に基づく送金は現金、身障者生活クオリティ振興開発基金宛てに振り出した小切 手または郵便為替によってこれをなす。このとき各年の一月三一日までに送金し、送金宛 て先は身障者生活クオリティ振興開発基金事務局または県社会開発・人間保障事務所とす る。

(おわり)